



えびの市公告第 3 3 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 27 日付けえびの市公告第 15 号で公告したえびの市農業振興地域整備計画を、同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次により縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について市に意見書を別途定める要領に基づき提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から令和 8 年 11 月 9 日までの間に市に対しこれを申し出ることができる。

令和 8 年 9 月 18 日

えびの市長 中山 義彦



- 1 えびの市農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
自 令和 8 年 9 月 24 日
至 令和 8 年 10 月 23 日
- 2 えびの市農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
えびの市役所 畜産農政課（えびの市大字栗下 1292 番地）
えびの市ホームページ